


南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正の内容・解説

改正条文	改正条文の解説・旧基準
<p>(許可の基準)</p> <p>第10条 前条第1項第1号又は第2号の規定に基づく申請に係る許可の基準は、次に掲げる井戸の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 重点区域における消雪用井戸 別表第4に定める基準</p> <p>(2) その他区域における消雪用井戸 別表第5に定める基準</p> <p>(3) 産業用井戸 別表第6に定める基準</p> <p>2 当分の間、市長は、前条第1項第1号又は第2号の規定に基づく申請が、次に掲げる要件に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とすることができる。この場合において、第8条第3項に規定する許可水量に対する揚水機の吐出口径及びケーシング口径の基準は適用しない。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に規定する者（同条第2項の規定の適用を受ける者に限る。）による住宅用の消雪用井戸の設置許可申請であって、別表第4又は別表第5に規定する井戸の設置本数、ストレーナーの位置（別表第5の場合を除く。）及び節水対策の基準を全て満たす場合</p> <p>ア 揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径 既設井戸の口径以下。 ただし、重点区域は直径50ミリメートル以下</p> <p>イ ケーシングの口径 別表第3に規定する揚水機の吐出口径に</p>	<p>改正条文の解説・旧基準</p> <div data-bbox="1193 715 2047 890" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><改正で加えた条文> 当分の間、掘替え、ポンプ交換の場合で、次の各号に該当するときは、現行基準を適用せず、それぞれ各号の基準で許可できる。</p> </div> <div data-bbox="1193 986 2047 1358" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 住宅用の掘替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 井戸の設置本数 1本 <input checked="" type="checkbox"/> ストレーナー位置 60m以深（重点区域に限る） <input checked="" type="checkbox"/> 間欠運転機能を有する降雪検知器等 <p style="text-align: center;"></p> <p>ア ポンプ吐出口径 既設の口径まで可。ただし、重点区域は直径 50 mm以下</p> <p>イ ケーシング口径 別表第3の基準に適合した口径まで可</p> </div>

適合する口径以下

(2) 前条第1項第1号に規定する者（同条第2項の規定の適用を受ける者に限る。）による事業所用の消雪用井戸の設置許可申請であって、別表第4又は別表第5に規定するストレーナーの位置（別表第5の場合を除く。）及び節水対策の基準を全て満たす場合

ア 井戸の設置本数 1事業所用地の既設井戸の設置本数以下

イ 揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径 既設井戸の口径（複数の既設井戸を集約する場合は、別表第3の許可水量の合計に適合する口径）以下

ウ ケーシングの口径 別表第3による揚水機の吐出口径に適合する口径以下

(3) 前条第1項第2号に規定する者による住宅用の消雪用井戸の設置許可申請であって、別表第4又は別表第5に規定する井戸の設置本数、ストレーナーの位置（別表第5の場合を除く。）及び節水対策の基準を全て満たす場合

ア 揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径 既設井戸の口径以下。
ただし、重点区域は直径50ミリメートル以下

イ ケーシングの口径 既設井戸の口径以下

(4) 前条第1項第2号に規定する者による事業所用の消雪用井戸の設置許可申請であって、別表第4又は別表第5に規定するストレーナーの位置（別表第5の場合を除く。）及び節水対策の基準を全て満たす場合

ア 井戸の設置本数 1事業所用地の既設井戸の設置本数以下

イ 揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径 既設井戸の口径以下

ウ ケーシングの口径 既設井戸の口径以下

(2) 事業所用の掘替え

- ☑ ストレーナー位置 60m以深（重点区域に限る）
- ☑ 間欠運転機能を有する降雪検知器等



- ア 井戸の設置本数 既設の本数まで可
- イ ポンプ吐出口径 既設の口径まで可（複数の既設井戸を集約する場合は、別表第3に適合した口径まで可）
- ウ ケーシング口径 別表第3の基準に適合した口径まで可

(3) 住宅用のポンプ交換

- ☑ 井戸の設置本数 1本
- ☑ ストレーナー位置 60m以深（重点区域に限る）
- ☑ 間欠運転機能を有する降雪検知器等



- ア ポンプ吐出口径 既設の口径まで可。ただし、重点区域は直径50mm以下
- イ ケーシング口径 既設の口径まで可

(4) 事業所用のポンプ交換

- ☑ ストレーナー位置 60m以深（重点区域に限る）
- ☑ 間欠運転機能を有する降雪検知器等



- ア 井戸の設置本数 既設の本数まで可
- イ ポンプ吐出口径 既設の口径まで可
- ウ ケーシング口径 既設の口径まで可

(5) 前条第1項第2号に規定する者による重点区域内における住宅用又は事業所用の消雪用井戸の設置許可申請であって、別表第4に規定する井戸の設置本数、揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径及び節水対策の基準を全て満たす場合

ア ストレーナーの位置 既設井戸と同一位置

イ ケーシングの口径 既設井戸の口径以下

3 前条第1項第3号から第5号までの規定に基づく申請に係る許可の基準は、市長が別に定める。

4 市長は、前条第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項の規定を適用しない。

(5) 重点区域内の住宅用又は事業所用のポンプ交換

- 井戸の設置本数 1本
- ポンプ吐出口径 住宅用 直径32mm以下
事業所用 直径50mm以下
- 間欠運転機能を有する降雪検知器等



ア ストレーナー位置 既設の位置で可

イ ケーシング口径 既設の口径まで可

※ 現行条例の別表第4備考欄に定める、重点区域内の特例。条件を満たせば、ストレーナー位置が60mより浅い井戸でのポンプ交換を可とする内容。備考欄は整理のため削り、改めてここに規定するもの。

2 略

3 市長は、前条第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定を適用しない。

新たな項を追加したため、項番号を繰り下げる。

別表第3（第8条関係）

許可水量に対する揚水機の吐出口径・ケーシング口径の基準

許可水量	揚水機の吐出口径	ケーシング口径
20リットル/分まで	直径25ミリメートル以下	直径150ミリメートル以下
20リットル/分を超え 70リットル/分まで	直径32ミリメートル以下	
70リットル/分を超え 120リットル/分まで	直径40ミリメートル以下	直径200ミリメートル以下
120リットル/分を超え 220リットル/分まで	直径50ミリメートル以下	
220リットル/分を超え 370リットル/分まで	直径65ミリメートル以下	
370リットル/分を超え 630リットル/分まで	直径80ミリメートル以下	直径250ミリメートル以下
630リットル/分を超え 970リットル/分まで	直径100ミリメートル以下	
970リットル/分を超え 1,730リットル/分まで	直径125ミリメートル以下	直径300ミリメートル以下
1,730リットル/分を超えるもの	直径150ミリメートル以下	

別表第3（第8条関係）

許可水量に対する揚水機の吐出口径・ケーシング口径の基準

許可水量	揚水機の吐出口径	ケーシング口径
40リットル/分まで	直径25ミリメートル以下	直径150ミリメートル以下
40リットル/分を超え 80リットル/分まで	直径32ミリメートル以下	
80リットル/分を超え 160リットル/分まで	直径40ミリメートル以下	直径200ミリメートル以下
160リットル/分を超え 280リットル/分まで	直径50ミリメートル以下	
280リットル/分を超え 400リットル/分まで	直径65ミリメートル以下	
400リットル/分を超え 650リットル/分まで	直径80ミリメートル以下	直径250ミリメートル以下
650リットル/分を超え 1,120リットル/分まで	直径100ミリメートル以下	
1,120リットル/分を超え 1,840リットル/分まで	直径125ミリメートル以下	直径300ミリメートル以下
1,840リットル/分を超えるもの	直径150ミリメートル以下	

別表第4（第10条関係）

重点区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1住宅用地につき1本	1事業所用地につき1本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径32ミリメートル以下であること	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	
ケーシングの口径	直径150ミリメートル以下であること	直径200ミリメートル以下であること
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	
<u>削る</u>		

別表第4（第10条関係）

重点区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1住宅用地につき1本	1事業所用地につき1本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径32ミリメートル以下であること	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	
ケーシングの口径	直径150ミリメートル以下であること	
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	
備考		
第9条第1項第2号の規定に基づく許可申請の場合は、ストレーナーの位置及びケーシングの口径の基準は適用しない。		

今回加える第10条第2項第5号に改めて規定するため削る。

別表第5（第10条関係）

その他区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1 住宅用地につき 1 本	1 事業所用地につき 1 本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ケーシングの口径	直径200ミリメートル以下であること	
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	
<u>削る</u>		

別表第5（第10条関係）

その他区域における消雪用井戸の許可基準

項目	住宅用	事業所用
井戸の設置本数	1 住宅用地につき 1 本	1 事業所用地につき 1 本
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ケーシングの口径	直径150ミリメートル以下であること	
節水対策	規則で定める降雪検知器等が設置されていること	
備考		
第9条第1項第2号の規定に基づく許可申請の場合は、ケーシングの口径の基準は適用しない。		

今回加える第10条第2項第3号、第4号の規定中にそれぞれ含んでいるため削る。

別表第6（第10条関係）

産業用井戸の許可基準

項目	重点区域	その他区域
井戸の設置本数	1 住宅用地又は1 事業所用地につき1 本	
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	規制なし
ケーシングの口径	直径200ミリメートル以下であること	
備考	第9条第1項第2号の規定に基づく許可申請の場合は、ストレーナーの位置及びケーシングの口径の基準は適用しない。	

別表第6（第10条関係）

産業用井戸の許可基準

項目	重点区域	その他区域
井戸の設置本数	1 住宅用地又は1 事業所用地につき1 本	
揚水機（揚水管を含む。）の吐出口径	別表第3に定める吐出口径であること。ただし、直径50ミリメートル以下であること	
ストレーナーの位置	地表面から60メートル以上深い位置に設置されていること	規制なし
ケーシングの口径	直径150ミリメートル以下であること	
備考	第9条第1項第2号の規定に基づく許可申請の場合は、ストレーナーの位置及びケーシングの口径の基準は適用しない。	